

学校法人 賢明学院 寄附行為

前文

学校法人賢明学院は、1796年フランスにおいて創立されたカトリック聖母奉獻修道会を設立母体とする学校の一つである。フランス革命の激動のさなか、人々の心を荒廃から救うことを熱望して立ち上がった創立者マリー・リヴィエは「一人の子どもの魂を育むことは、一つの世界を治めることに匹敵する。神の目、信仰の目で見れば、一人の魂はこの宇宙よりも重い存在である。」という教育理念のもとに、青少年のキリスト教教育に着手した。彼女は子どもたちをキリストから託された大切な宝として、惜しみない愛情を注ぎ、生涯祈りながら教育に献身し、生前に141の学校を創立した。

彼女のこの情熱は、国境や時代を超えて脈々と受け継がれ、第二次世界大戦後の1948年6月には、カナダ管区本部から派遣された4名の修道女が来日し、聖母奉獻修道会日本地区本部を設立し、ついで1951年に姫路の地に賢明女子学院を、1954年には堺に宗教法人霞ヶ丘カトリック幼稚園を設立し、1955年4月には、宗教法人から学校法人賢明学院に組織変更をし、現在に至っている。

学院設立の当初から実践されてきた聖書に基づくイエス・キリストの教えとカトリック教会の教える価値観によって、生徒一人ひとりの人格を尊重する全人教育、社会の平和と進歩に貢献できる人材の育成が、本学院の建学の精神として忘れられることのないよう、これを学校法人賢明学院の寄附行為に明記するものである。

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人賢明学院と称する。

(事務所の所在地)

第2条 この法人は、事務所を大阪府堺市堺区霞ヶ丘町4丁3番30号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、キリスト教の人間観、世界観に基づく全人的教育を通して、青少年の人格形成に努め、世界の平和と人々の幸福に貢献できる人材を育成するため、教育基本法、学校教育法及び私立学校法に従い、学校教育を行うことを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- (1) 賢明学院幼稚園
- (2) 賢明学院小学校
- (3) 賢明学院中学校

(4) 賢明学院高等学校	全日制課程	普通科
	通信制課程	普通科

第3章 役員及び理事会

(役員)

第5条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 7人以上9人以内

(2) 監事 2人

2 理事のうち1名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

3 理事（理事長を除く。）のうちから常務理事を選任することができる。ただし、その人数は3名以内とし、理事総数の過半数の決議により選任する。常務理事の職を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

第6条 理事は、この法人の建学の精神を理解し且つこれに賛同する者で次の各号に掲げる者とする。

(1) この法人の設置する学校の校長、園長のうちから理事会において選任された者 2人

(2) カトリック大阪大司教区の司祭が推薦した者、又は聖母奉獻修道会が推薦した者のうちから理事会において選任された者 1人以上2人以内

(3) 評議員のうちから理事会において選任された者 2人

(4) 学識経験者のうち理事会において選任された者 2人以上3人以内

2 前項第1号及び第3号の理事は、校長、園長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第7条 監事は、この法人の理事、職員（校長、園長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）評議員若しくは役員の配偶者又は3親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止できる者を選任するものとする。

(役員の任期)

第8条 役員（第6条第1項第1号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は、4年（就任の日を起算日とする。）とする。但し、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とすることができます。

2 役員は、再任されることがある。

3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務（理

事長又は常務理事にあっては、その職務を含む)を行う。

(役員の補充)

第9条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員の解任及び退任)

第10条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に違反したとき。
 - (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
 - (3) 職務上の義務に違反したとき。
 - (4) この法人の役員たるにふさわしくない非行があったとき。
- 2 役員は次の事由によって退任する。
- (1) 任期の満了
 - (2) 辞任
 - (3) 死亡
 - (4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(理事長の職務)

第11条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(常務理事の職務)

第12条 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。

(理事の代表権の制限)

第13条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第14条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、常務理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

2 理事長及び常務理事に事故があるとき、又は理事長及び常務理事が欠けたときはあらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事の職務)

第15条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
- (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び

評議員会に報告すること。

- (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを大阪府知事に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
 - (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
 - (7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。
- 2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
- 3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会)

第16条 この法人に、理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。但し、緊急を要する場合には、前項および本項本文の規定にかかわらず、相当と認める方法で通知することができる。
- 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
- 9 前条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数

の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。但し、第13項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りでない。

- 1 1 理事会に付議される事項につき、他の理事に委任状を交付して、議決権の行使を委任した者は、前項の出席者とみなし、受任理事の賛否に委任者の議決権を加える。
- 1 2 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 1 3 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(業務決定の委任)

第17条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

第18条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事2名以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
- 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第19条 この法人に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、21人以上25人以内の評議員をもって組織し、この定数は理事数の2倍を超えるものとする。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。但し、緊急を要する場合には、前項及び本項本文の規定にかかわらず、相当と認める方法で通知することができる。
- 7 評議員会に議長を置き、議長は評議員のうちから評議員会において選任する。

- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の評議員が出席しなければ、その会議を開き、議決することができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 9 評議員会に付議される事項につき、他の評議員に委任状を交付し、議決権を委任した者は、前項の出席者とみなし、受任評議員の賛否に委任者の議決権を加える。
- 10 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 議長は、評議員として議決に加わることはできない。
- 12 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

第20条 第18条第1項及び第2項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「理事のうちから互選された理事」とあるのは、「評議員のうちから互選された評議員」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第21条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (3) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職金をいう。以下同じ。）の支給の基準
- (4) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (5) 寄附行為の変更
- (6) 合併
- (7) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (8) 寄附金品の募集に関する事項
- (9) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第22条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第23条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の設置する学校の校長、園長のうちから、理事会において選任され

た者

2人以上3人以内

- (2) この法人の職員で（この法人の設置する学校の教員、その他の職員を含む。この条文中以下同じ）で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任された者
2人以上4人以内
- (3) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25歳以上の者又はこの法人の設置する学校の在学者の父母若しくは保護者のうちから、理事会において選任された者
2人以上6人以内
- (4) 理事のうちから、理事の互選によって選任された者
2人以上4人以内
- (5) 学識経験者又はカトリック司祭の推薦による者のうちから、理事会において選任された者
2人以上8人以内

2 前項第1号、第2号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたとき、又、第3号に規定する評議員のうち、在学者の父母若しくは保護者でなくなった者は、評議員の職を失うものとする。

(任期)

第24条 評議員（前条第1項第1号に規定する評議員を除く。この条文中以下同じ。）の任期は4年（就任の日を起算日とする。）とする。但し、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができます。

- 2 評議員は、再任されることができる。
3 評議員は、その任期満了の後でも後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。

(評議員の解任及び退任)

第25条 評議員が次の各号の一に該当する場合においては、評議員総数の三分の二以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないとき。
(2) 評議員たるにふさわしくない非行があったとき。
2 評議員は次の事由によって退任する。
(1) 任期の満了
(2) 辞任
(3) 死亡

第5章 資産及び会計

(資産)

第26条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第27条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第28条 基本財産は、これを処分してはならない。但し、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第29条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な金融機関に預金若しくは信託し、又は確実な有価証券を購入し、理事長がこれを保管する。

(経費の支弁)

第30条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入學金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第31条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算及び事業計画)

第32条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第33条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第34条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付及び閲覧)

第35条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準（以下「財産目録等」という。）及び寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があった場合（財産目録等（役員等名簿を除く）にあっては、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合に限る）には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(役員の報酬)

第36条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(資産総額の変更登記)

第37条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後2月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第38条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第6章 解散及び合併

(解散)

第39条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 大阪府知事の解散命令

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあっては大阪府知事の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあっては大阪府知事の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第40条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、理事会において在任理事総数の3分の2以上の議決により、この法人の理事会が適當と認める聖母奉獻修道会日本地区を設立母体とする学校法人又はカトリック大阪大司教区に關係のある学校法人若しくは宗教法人經營の教育施設に帰属するものとする。

（合併）

第41条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、大阪府知事の認可を受けなければならない。

第7章 寄附行為の変更

（寄附行為の変更）

第42条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を得て、大阪府知事の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を得て、大阪府知事に届け出なければならない。

第8章 補則

（書類及び帳簿の備付）

第43条 この法人は、第35条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を常に各事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 役員及び評議員の履歴書
- (2) 収入及び支出に関する帳簿及び証憑（ひょう）書類
- (3) その他必要な書類及び帳簿

（公告の方法）

第44条 この法人の公告は、賢明学院の掲示場に掲示して行う。

（責任の免除）

第45条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財團法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の決議によつて免除することができる。

（責任限定契約）

第46条 理事（理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金10万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い金額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

（施行細則）

第47条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附則

1 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事 シスターティオドュール

理事 シスターマリードロテ

理事 畑 逸治

理事 岡田 利兵衛

理事 シスターадрианマリー

理事 シスターjандマリー

2 この寄附行為は、2011年9月1日から施行する。

附則

この寄附行為は、2014年4月1日から施行する。

附則

この寄附行為は、大阪府知事の認可のあった日（2015年9月8日）から施行する。

[第19条、第23条一部改正]

この寄附行為変更後に加わる評議員についての任期は、2019年6月30日までとする。

附則

この寄附行為は、大阪府知事の認可のあった日（2016年3月24日）から施行する。

[第4条一部改正]

附則

この寄附行為は、2020年4月1日から施行する。

[私立学校法改正に伴う改正]